

# オープンカウンター方式見積説明書

この説明書は、四国総合通信局が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積り合わせに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項について説明するものです。

なお、オープンカウンター方式とは、見積の相手方をあらかじめ特定せず、対象案件の見積条件を公開し、参加を希望するものから広く見積書を募る方式のことです。

## 1 調達案件の公開等

公開場所は、四国総合通信局ホームページの「調達情報」サイトです。

## 2 見積参加者に必要な資格要件

次の要件をすべて満たすことが条件です。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (4) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
  - ア 契約の相手方として不適当な者
    - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
    - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
    - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
    - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - イ 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - (ア) 暴力的な要求行為を行う者。
    - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
    - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
    - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
    - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者。
- (5) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

## 3 見積方法

- (1) 見積参加者は、見積書の提出期限までに見積書を直接持参または郵送等で提出してください。期限までに原本が到着したもののみ有効とします。
- (2) 見積書の提出が直接持参の場合は、入札箱に投入してください。
- (3) 見積書の提出が郵送等による場合の提出方法は、封筒表側に『見積件名』のオープンカウンター方式見積書在中」と明記してください。
- (4) 見積書の提出場所は次のとおりです。

〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2丁目14-4

四国総合通信局 総務部総務課財務室 資材係

(5) 見積書の記載事項は次に掲げるとおりです。なお、見積書のあて先は、「四国総合通信局」としててください。様式は任意で結構です。

見積書を封筒（長形3号程度）に入れ封印し、その表面に見積参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号、担当者の氏名）及び「『見積件名』の見積書在中」と記載して下さい。

- ① 見積年月日
- ② 件名
- ③ 内容、規格
- ④ 数量（または予定数量）
- ⑤ 見積単価、見積額
- ⑥ 見積参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名をいう。以下同じ。）
- ⑦ 電話番号

(6) 見積書は封筒（長形3号程度）に入れ封印し、その表面に見積参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号、担当者の氏名）及び「『見積件名』の見積書在中」と記載して下さい。

(7) 見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を外税方式で明示してください。このとき、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額としてください。

(8) 見積参加者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取り消しをすることはできません。

#### 4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者により提出された見積書
- (2) 提出期限までに到着しなかった見積書
- (3) 同一の者から提出された二つ以上の見積書
- (4) 記載事項が不備な見積書
  - ア 金額が不明確な見積書
  - イ 金額を訂正した見積書
  - ウ 品名・数量等内容が仕様と異なる見積書
  - エ 氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない見積書
  - オ その他記載事項が不備又は判読できない見積書
- (5) 明らかに連合によると認められる見積書
- (6) その他オープンカウンターの参加条件に違反して提出した見積書

#### 5 見積合わせの方法

見積り合わせは見積書提出期限の翌開庁日に契約担当者が行います。この時、見積参加者に立会いを求めません。

#### 6 決定について

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方（以下「契約者」という。）とします。
- (2) 決定となるべき同価の見積りをした者が二人以上あるときは、当該見積者にくじを引かせ、契約者を決定するものとします。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該調達事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、契約者を決定するものとします。
- (3) 見積合わせ後、契約者にはその旨通知します。
- (4) 見積結果については、契約者が決定した後、当局ホームページ上で公表します。

## 7 見積合わせの不調

- (1) 見積合わせをした場合において、見積書提出期限までに見積書の提出がないとき又は契約者となる者がいないときは不調とします。
- (2) (1) の場合は、原則として再度オープンカウンターに付しますが、案件により、契約担当者が別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせ等を行うことがあります。

## 8 契約保証金

契約保証金は免除とします。

## 9 契約書の作成

- (1) 掲載した調達案件において契約書の作成又は請書の提出を要している場合は、契約書を作成しなければなりません。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

## 10 その他

- (1) 見積参加者は、仕様書及び本説明書を熟覧し、承諾のうえで見積りを行わなければなりません。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、仕様書に示す者に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為を行ってはけません。
- (3) 見積参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要したすべての費用は、当該見積参加者又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (4) 契約担当者は、本件調達の契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積参加者に追加資料の提出を求めることができます。
- (5) 契約の相手方は、確実に履行しなければなりません。
- (6) 本件調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

以 上